

消費税インボイス制度 (適格請求書保存方式) 相談デスク開設

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。当JAでは一昨年より生産者を含め個人事業主のみなさまに向けて消費税インボイス制度対策セミナーを実施してまいりましたが、この度、広く組合員のみなさま個別に相談をお受けする「消費税インボイス制度相談デスク」を開設するはこびとなりました。

この消費税インボイス制度につきましては、みなさま三者三様でございますので、お気軽にご相談いただき、早めの準備にお役立てください。

- 会 場 JAいちかわ各支店（完全予約制）
※ 開催日時は当方で指定させていただきます。
- 対 象 者 JAいちかわ組合員のみなさま
- お 申 込 み JAいちかわ資産相談室
Tel 047-339-2976 川井・薮崎

